

# 志賀町 ぶあいら FILE No. 3

☆キーワードは「志賀町」伝え残していきたい人、物、行事・・・今、活躍している人、などなど紹介していきます。

## 米町駅 (北陸鉄道)



写真提供：北陸鉄道株式会社

能登鉄道が、昭和2年に開設した駅、大笹と直海の間に位置します。米町駅向かい野田山景勝地には、能登鉄道全線開通に尽力した、米町生まれ中谷秀一の銅像が、列車を見守る様に建っていました。中谷秀一は、大正10年に能登鉄道株式会社の取締役役に就任、後に社長となり、北陸鉄道との合併後は同社能登支社長に就きました。



現在銅像は米町小公園横に移設されています。

## 北陸鉄道能登線 (旧能登鉄道)

- 大正8年 能登外浦軽便鉄道期成同盟会が富来町で開かれる。氷見、羽咋、高浜、富来、剣地、櫛比、輪島間に鉄道を施設する計画を立案。
- 大正9年 鉄道敷設願を申請。
- 大正10年 鉄道敷設運輸営業。能登鉄道株式会社が、資本金450万円で設立。
- 大正14年 羽咋、高浜間14.6kmが開通。当時の設置駅は羽咋、能登一宮、柴垣、高浜の4駅で開業。
- 昭和2年 高浜、三明間10.9kmを延伸、米町、三明の2駅を新設。
- 昭和18年 北陸鉄道株式会社と合併北陸鉄道能登線となる。
- 昭和24年 ディーゼル車を導入。
- 昭和47年 鉄道営業廃止。



米町駅付近の現在の様子

能登鉄道「志賀町駅」(末吉)の写真を探しています。お持ちの方は情報推進課まで ☎ 32-9261

## スクラップブック ~1月・睦月

新聞記事から、志賀町関連の明るい話題を紹介します。



お魚マイスターの食育講座

- 3日 能登に移住した木地師夫婦 ~ 笹波・田中さん夫婦
- 4日 富来で量産成功 ~ 漢方薬の原料となる「マオウ」
- 7日 甘エビのかご漁解禁 ◇ 2月号 15p掲載
- 8日 志賀ころ柿台湾フェア ~ 200ケース販売9日から
- 9日 もち麦栽培志賀特産に ~ 学校給食に提供
- 9日 サグロケーキ発売 ~ アゼルバイジャンの特産をスイーツに
- 10日 岡田さん国際大会健闘誓う ◇ 2月号 15p掲載
- 10日 志賀産もち麦給食に
- 10日 JA志賀ころ柿給食に寄贈 ~ 学校給食に提供 ◇ 2月号 15p掲載
- 12日 子ども会が左義長 ~ 11日、末吉地区
- 12日 志賀町老人クラブ連合会新春書初め展 ~ 11日、富来活性化センター
- 12日 出初め式 ~ 11日 ◇ 2月号 5p掲載
- 13日 志賀町成人式 ~ 12日 ◇ 2月号 1-4p掲載
- 17日 薬草の歴史手作り新聞に ~ くまの地域づくり協議会
- 17日 万葉集学ぶ ~ 16日、富来郷土史研究会
- 20日 薬草使って料理 ~ くまの地域づくり協議会
- 21日 岡田夢生さん世界で2位 ◇ 今月号 1-2p掲載
- 21日 山下勝さん2連覇 ~ マスターズレスリング選手権
- 21日 児童に志賀の魅力紹介 ~ 富来小で星稜大生が授業
- 21日 志賀中6人全国大会へ ~ 志賀町硬式テニスクラブ ◇ 今月号 12p掲載
- 23日 食育出前講座 ~ 志加浦保育園 ◇ 今月号 12p掲載 =写真
- 23日 選挙制度学ぶ ~ 志賀高校で模擬投票 ◇ 今月号 12p掲載
- 25日 福浦港岩のり豊漁 ~ 昨年季の2倍超収穫
- 27日 第1回志賀カップ開催 ~ 高校女子バスケットボール交歓大会
- 30日 しかバス一部運賃「ペイペイ」決済OK ~ 1日から ◇ 2月号 11p掲載

調査期間：令和2年1月1日～1月31日

※日付けは新聞掲載日

※詳しい内容は、町立図書館をご覧ください。

※◇は広報しか掲載号と頁数

# 手話わっち

shoud be do watch  
shold be do watch = みるべき



今年度採用の役場職員が  
毎月手話で登場します。

## 卒業



卒業証書を受け取るように手を伸ばし、両手を上げながら頭を下げ

## ひさしぶり



両手4指の背中側を合わせて、ゆっくり左右に離す

## 花



①両手を軽くにぎって、手首どうしを近づけ、どちらかの手の甲を前に向ける



②手首をつけたまま、花が咲くように回転させながら指を開く

情報推進課 青山 裕亮 (あおやま ゆうすけ)

庁舎内外にある、情報系機器のセキュリティ管理や運用に携わっています。  
ケーブルテレビの受付や、防災行政無線の声も担当していますのでよろしくお願ひします。  
町民の視点で物事を観ることのできる行政マンを目指し頑張っています。

## 志賀町要保護児童対策 地域協議会だより



☎ 児童相談所全国共通ダイヤル いちはやく ☎ 189  
☎ 七尾児童相談所 ☎ 0767-53-0811  
☎ 志賀町住民課 ☎ 32-9122  
☎ 志賀町児童相談 ☎ 090-8267-4693

## 子どもにとって欠かせないのは親に甘える時間です。

### 僕はスマートフォンになりたい

「僕の願ひはスマートフォンになることです。だって、パパとママはスマートフォンが大好きだから。二人は僕のことよりもスマートフォンばかり気にしています。パパが仕事で疲れて帰ってきたとき、スマートフォンのための時間はあるけど、僕のための時間はないみたい。パパとママは大事な仕事をしてるときでも、電話が鳴るとすぐ電話を取るんだ。僕が泣いていても気にしないけど…。二人は、僕じゃなくてスマートフォンと遊ぶんだ。誰かと電話をしているときは、僕がどんなに大事なことを伝えようとしても聞いてくれない。だから僕はスマートフォンになりたいんだ。」

(シンガポールのある小学生の作文から)

「消防士になりたい」「サッカー選手になりたい」などの子どもらしい願ひではなく、両親の愛情がほしいがための切ない願ひを書いたものです。親は、生活の世話はできてもコミュニケーション不足に全く自覚がありません。便利情報機器は、使い方によって生活を豊かにしますが、画面の中の世界に没頭するあまり、現実世界を疎かにしてしまいます。それは他人との関わりだけでなく、身近な家族との関係にも影響が出ています。定期的に画面の中の世界を閉じて、子どもとのコミュニケーションを大切にしましょう。

この作文は、本当に大事なものは何なのかを教えてください。



こんにちは!

# ハローワーク羽咋です!



ハローワーク羽咋

## ◆これから退職される方へ…

### 「雇用保険失業給付」があります。

3月はお仕事を卒業する人が多い季節です。

退職する人の再就職の援助を図るために、ハローワークには「雇用保険失業給付制度」があります。

## ◆失業給付を受給するためには、さまざまな要件を満たす必要があります。

- 雇用保険被保険者資格を喪失したことが確認できること。
- 退職した日以前2年間に賃金支払いの基礎となつた日数が、11日以上、月が12カ月以上あること。  
※倒産・解雇等は、退職日以前1年間に、6カ月以上。
- 積極的に就職しようとする意志といつでも就職できる能力があり、現在求職活動をしていること。  
※したがって以下の人は失業状態ではなく、原則として給付は受けられません。
  - ① 結婚して家事に専念する人。
  - ② 自営、家事手伝いや家業に従事し、就職できない人。
  - ③ 病気・ケガ・妊娠・出産・育児（3歳未満）・親族

の介護などにより就職できない人。

- ④ 定年などで離職後、しばらく休養する人。

すでに就職先が決まっており、就職活動しない人も受給の手続きはできません。

※なお、すぐに就職できない人についても、理由により受給期間を延長する制度もあります。

## ◆早期に就職が決まった場合には、「再就職手当」が支給されることも!

皆さんに給付が支給される日数は、「退職時の年齢」、「被保険者の期間」および「退職の理由」などにより決定します。

自己の都合などで退職した人は、その他の理由の人よりも3カ月遅れて支給開始となります。

また、受給手続き後に、早期に就職が決まった場合は、残りの支給日数に応じて、「再就職手当」が支給される場合があります。ぜひ活用を!

★詳しくは・・・

☎ ハローワーク羽咋 ☎ 0767-22-1241

## 相法 談律

### 仕事中に私病の貧血で転倒した場合でも業務災害となるか

Q…当社の製造部門の従業員甲が、作業中に転倒し、作業用機械に頭を打って負傷しました。甲は、貧血症で、時々めまいなどの症状が出ており、倒れた時も貧血によるめまいで転倒したという事です。このような貧血という私病が原因で発生した災害でも、業務災害となるのでしょうか。

A…ある災害が業務上の災害になるかどうかは、判断に迷うことが多々あります。例えば、質問の例の場合以外に、昼休みに弁当を買いに出た途中で、転んで怪我をした場合、出張で友人宅に宿泊し、朝会社への帰路で怪我をした場合、会社の許可を得ずマイカーで出張し、事故に遭い怪我をした場合など、色々なケースが考えられます。

一般に、労働災害と認められるためには、①業務の遂行性と②業務の起因性が認められることが必要です。①の場合、労働者が労働契約に基づいて事業主の支配下にあること、すなわち本来の担当業務を行っている最中であることが、②の場合、労働者が労働契約に基づいて事業主の支配下にあることに伴う危険が現実化したものと経験

・弁護士 國田 武二郎 (堀松出身)  
東京地検、名古屋地検、横浜地検、仙台高等検察庁検事等を歴任。現在は「あすなる法律事務所」を開設し弁護士として活動しています。愛知学院大学の特別教授も務めています。



則上認められることが必要です。

質問の例では、製造部門の製造業務に従事していた最中ですから、①の点は認められますが、②の点は、転倒の原因が甲の本来の作業のなかで起きたものではなく、甲の私病である貧血症です。したがって、「業務の起因性」が認められるかについては問題です。しかし、過去の認定事例では、摂氏ゼロ度の場所での作業中、暖を取るためにストーブに寄ったところ、脳貧血を起こしてストーブに倒れ、火傷を負い死亡したケースについて、業務上と認定されています。このケースでは、寒冷な環境における作業で発生した身体の異変が原因となっており、脳貧血が本人の基礎疾患によるものであるとしても、脳貧血による失神(私病)と施設の状況にもとづく火傷とがあいまって死亡したとして業務災害と判断されました。

つまり、負傷の間接的な原因が貧血という私病であっても、業務起因性が直ちに否定されるわけではなく、例えば、建築現場で資材などが散乱している、貧血による転倒でその資材で怪我をした場合など、その負傷に事業所の施設が介在している場合は、業務災害と認められます。したがって、今回の例についても、業務災害と認められる可能性は高いと思います。